

「令和7年度和歌山県データを利活用した公募型研究事業」 業務仕様書

1 業務の目的

和歌山県では、「日本のデータ利活用拠点」としての取組を総務省統計局・独立行政法人統計センターと連携して推進するため、令和3年4月に新たに「和歌山県データ利活用推進プラン」を策定した。

今後、統計的思考やエビデンスに基づく行政を推進していくため、本県が抱える具体的な課題に対し、データを利活用した高度な現状分析を実施し、得られた新たな知見を県の施策に反映する。

2 履行期限

最長 令和9年度末

3 業務内容

県が設定する研究課題について関係するデータを必要に応じて収集し、分析するとともに、問題が生じている要因の分析や課題解決に資する効果的な施策の提案等に関する研究を行う。

- ・研究課題 和歌山県の社会的養護における専門職員の人材確保と人材育成システムの構築に向けた調査研究

アンケート調査やデータを利活用した包括的かつ高度な分析によって、県内の社会的養護の現場(※)における専門職員の現状(必要人数と不足人数、離職率、離職理由、研修体制等)を把握するとともに、県内の社会的養護に従事する専門職員の効果的な人材の確保、定着及び育成の方法について提案等を行う。

(※)想定している現場は次のとおりであるが、調査施設を限定するものではない。

(県内の社会的養護の現場)

乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、自立援助ホーム 等

(社会的養護を支える相談支援機関)

児童相談所、各市町村こども家庭センター、児童家庭支援センター、里親支援センター、社会的養護自立支援拠点事業所 等

4 業務実施におけるその他の条件

(1) 県との打合せ

研究の実施にあたっては、適宜、県との打合せを行うこと。

(2) 報告書の提出

受託者は各年度の3月末（ただし、研究最終年度は2月末まで）に、研究の成果について、報告書（分析に使用した資料やデータ、その他の成果品一式を含む。）を電子ファイルで提出すること。

(3) 研究成果報告会への出席

県において研究成果報告会等を開催する場合には、研究代表者は成果発表等に協力すること（旅費別途支給）。

5 その他

- (1) 本業務の実施にあたって個人情報を取り扱う場合には、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及び毀損の防止その他個人情報の保護に努めること。
- (2) 受託者の責による事故等により発生した損害は、受託者が負担するものとする。
- (3) 本仕様書に定めのない事項であっても、本業務を遂行するために県が必要と認め指示する簡易な事項については、受託者は契約金額の範囲内で対応すること。
- (4) その他、本仕様書に記載のない事項に関して疑義が生じた場合は、県と受託者において別途協議のうえ対応するものとする。